専門医の教育研修(医療倫理・医療安全・感染対策等の講習会)の実施に関する申 し合わせ

- 1 本会申し合わせは、専門医の教育研修(医療倫理・医療安全・感染対策等の講習会)に関する内規第5条に基づき講習会の実施要領について定めるものである。
- 2 開催の回数・時間は以下に定めるものとする。
- (1) 原則として年2回、学術集会期間中等に、必修とされる研修会(医療倫理・ 医療安全・感染対策)のすべての講習会を開催する。
- (2) 地方会組織が開催する生涯教育研修会において、必修とされる研修会(医療倫理・医療安全・感染対策)のいずれかまたはすべての講習会を開催することができる。
- (3) 1講演は60分とする。
- (4) 各診療領域で取り組むことが望ましい研修会(医師教育、医療事故・医事法制、医療経済、臨床研究、EBM、専門医制度に含まれる最新情報)については、学術集会等での開催を検討する。
- 3 講演内容は、リハビリテーション科専門医に必要な医療倫理・医療安全・感染 対策等の知識、技術などに関する講演とする。
- 4 講師資格は、医療倫理・医療安全・感染対策等に精通した大学教授またはそれ に準ずるものとする。

附則

本申し合わせは、平成28年3月19日より施行する